

達 示 第 1 6 号

令和4年11月14日

宮城刑務所長 岩 永 和 丸

「被収容者に係る金品の取扱いに関する達示」を定めることについて」の
一部改正について

平成30年8月14日付け達示第56号「被収容者に係る金品の取扱いに関する達示」を定めることについて」の一部別添のとおり改正し、即日、施行する。

別紙6 保管私物容量

1 宮城刑務所収容中の被収容者等

	名 称	数量等	容 量
1	保管私物容器（規格 W51.0*H25.0*D36.5 cm）	1 箱	46.5 リットル
2	居室私物棚	1 区画	35.0 リットル
	合 計		81.5 リットル

2 仙台拘置支所収容中の被収容者等

	名 称	数量等	容 量
1	保管私物容器（規格 W58.5*H38.0*D28.5 cm）	1 箱	63.3 リットル
2	居室私物棚	1 区画	35.0 リットル
3	ハンガー	1 本	5.0 リットル
	合 計		103.3 リットル

※ 貸与するハンガーは1本とする。

3 石巻拘置支所収容中の被収容者等

	名 称	数量等	容 量
1	保管私物容器（規格 W40.0*H59.0*D27.0 cm）	1 箱	63.7 リットル
2	居室私物棚	1 区画	40.5 リットル
3	ハンガー	1 本	5.0 リットル
	合 計		109.2 リットル

※ 貸与するハンガーは1本とする。

4 古川拘置支所収容中の被収容者等

	名 称	数量等	容 量
1	保管私物容器（規格 W60.0*H27.0*D39.0 cm）	1 箱	63.1 リットル
2	居室私物棚	1 区画	35.0 リットル
3	ハンガー	1 本	5.0 リットル
	合 計		103.1 リットル

※ 貸与するハンガーは1本とする。